

定額減税調整給付金（不足額給付）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

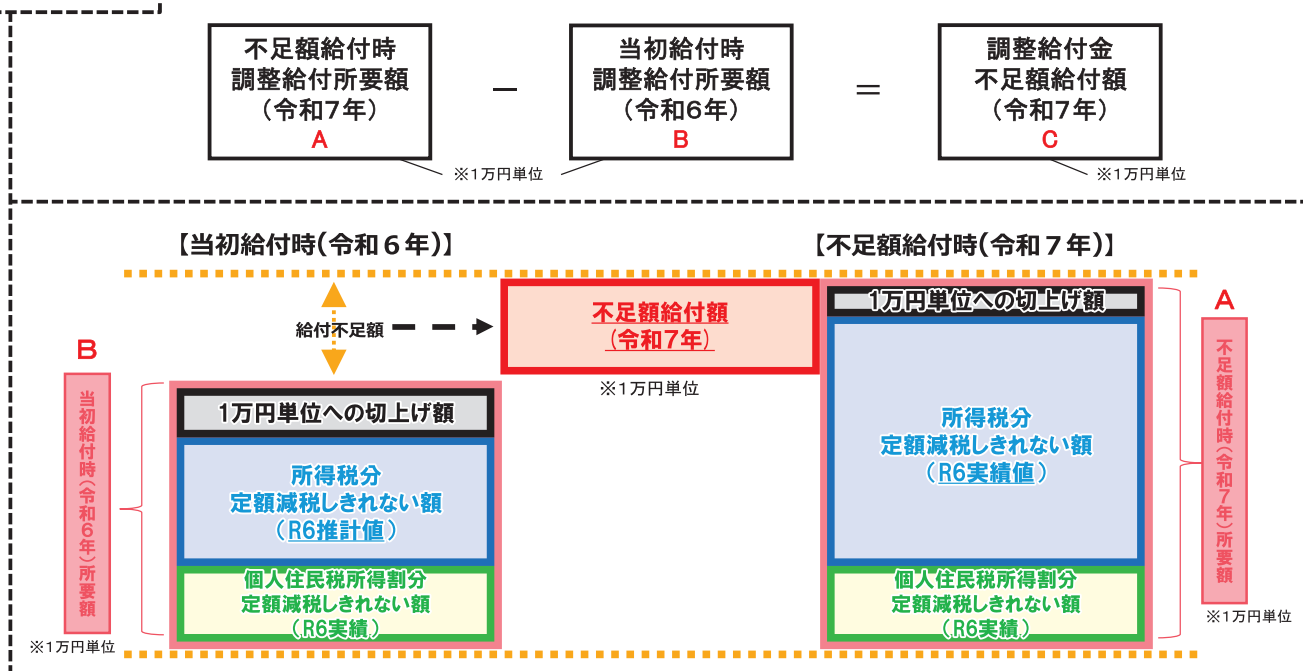
令和6年度に実施した定額減税補足給付金（当初給付分）は、令和5年分所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定していました。

そのため、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額と、令和6年度調整給付額との間で差が生じた場合「定額減税補足給付金（不足額給付）」にて差額分を給付するものです。

対象になりうる方の例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方

イメージ



給付金の支給手続き

対象者の方へ支給確認書等を8月1日（金）に発送します。

確認書等を受け取られた方は、内容をご確認のうえ、必要に応じてご返送ください。

確認書等の返送期限は10月31日（金）必着となります。

注意

- ・令和6年中に実施された低所得世帯向けの給付金支給対象であった世帯主および世帯員は対象外となります。
 - ・令和7年1月2日以降に五霞町に転入された方は転入前の市区町村にお問い合わせください。
 - ・青色事業専従者および事業専従者（白色）の方は、給付対象になる可能性があります。
- 詳しくは町公式ホームページで給付要件をご確認のうえ各自申請をお願いします。

○お問い合わせ 町民税務課 課税係 ☎(84)1966(直通)



町公式ホームページ